平成２１年（フ）第６９２号
群馬県前橋市高花台２丁目９番地　ＲＫ－505号
債務者　大坂　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０１号
群馬県伊勢崎市豊城町2289番地２
債務者　井田　哲雅
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１０号
群馬県伊勢崎市東上之宮町547番地１
債務者　高田　英治
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１４号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目293番地13
債務者　秋山　信哉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷7810番地４
債務者　河野智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩5772番地
債務者　滝澤　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
長野県千曲市大字磯部353番地
債務者　瀧澤奈津子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４２９号
兵庫県川西市萩原１丁目１番23号、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台１丁目４番地１
債務者　浦賀　朋子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８８号
兵庫県淡路市浅野南167番地　水越西団地２－304
債務者　西山　美香
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第９０号
兵庫県南あわじ市松帆櫟田1133番地
債務者　倉本　勝代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第７８２号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―102号
債務者　久保田真子（旧姓亀村）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８０１号
奈良県天理市柳本町109番地
債務者　大野　弘寿
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５号
奈良県吉野郡吉野町大字南大野529番地
債務者　西本　繁子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３１８号
山口県下関市王喜本町３丁目５番15号
債務者　鈴木　繁人
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
山口県下関市武久町１丁目18番12号　サンハイツ横岡103号
債務者　伊藤結華こと　盧　　結華
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
山口県下関市秋根南町２丁目６番23―103号　アキノアパート
債務者　本間　貞善
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
山口県下関市綾羅木南町２丁目８番25号　シーサイド綾羅木Ｂ202号
債務者　新野　重文
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
山口県下関市神田町１丁目14番23号
債務者　竹田勝則こと　張　　勝則
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係